

加州石川郡

(大根布) ねぶ
 (宮坂) みやさか
 (本根布) もとねぶ
 (荒屋) あら屋

- 一、當手軍勢甲乙人亂妨狼藉事。
- 一、放火之事。
- 一、還住百姓成煩事。
- 付、小屋壞取事。

右條々堅令停止訖。若違犯輩在之者、速可慮罪科者也。仍下知如件。

天正十一年四月 日

筑前守 在判

(第四通の石川郡味智郷七村は吉野・佐良・瀬波・市原・木滑・中宮・尾添なるべし。又第五通の四ヶ村を西より序列すれば本限布、大限布、宮坂、荒屋なるが、これらは石川郡大野庄粟ヶ崎との間に河北郡倉月庄向粟ヶ崎を隔て、河北郡井上庄に屬するものに

して、之を石川郡とせるは湖海の間に挟まる地帯を同郡なりと信じたるに因る誤記なるべし。)

五月朔日。奥村家延、淺井藤次に、前田利家父子の加賀に入國したることを報す。

【淺井文書】 尾張 一八〇八

尙々御懇札畏入存候。委御使可被申入候條、不能巨細候。以上。

御狀披閱本望之至候。依柴修不慮ニ敗軍候。筑州御入國ニ付而、國中早速相靜、則加州へ諸勢被打入候。又左殿も父子共同前之事情條、可御心易候。正清様無何事候旨、尤珍重存候。恐惶謹言。

五月朔日

家 延 在判

淺井藤次殿

家 延

御返事

五月十一日。前田安勝、前田利家に、鳳至郡中居の眞清田三右衛門と小百姓との争議に就いて

報告す。

【中居三右衛門傳書】

鳳至郡

一八〇九

尙々治部左衛門尉・我等、爰元にて様躰承、相すまし候

はんと存候へ共、彼々きのとうりやう人不罷出候間無是非候。自然御きうめいも候ハ、彼者御おんみつにて御とらへ候はずバ、かくれ可申と存候。以上。

一筆申入候。仍而中井之三右衛門尉と小百姓と公事之儀、菟角御印之旨をも一圓ニとりあげ不申、于今すみ不申候。三右衛門尉罷上御理可申と、此方にて申候間、三右衛門尉を十日斗此方ニとめ候て、中井之きのとうりやうをも仕候百姓ニ、七尾まで罷越理申候へと申、人を遣候へども、菟角七尾迄も不罷出候間、はても無御座候ニ付て、三右衛門尉罷上申候。御印を少もとりあげ不申候儀候間、萬可被成御推量候。恐々謹言。

五月十一日

安 勝

(土巻) 前田利家
 又左衛門尉殿

(前田) 五郎兵衛
 安 勝

参 人々御中

五月十五日。羽柴秀吉、再び小早川隆景に、その加賀に進撃したるまでの事情を告ぐ。

【毛利家文書】

一八一〇

去五日御狀、於江州坂本令拜見候。

一、如仰去月廿一日、柴田修理亮四ヶ國之人數有儘召連、三ヶ殿引入、瀧川令一味、武篇を仕懸候事。

一、各懸合戦候を、筑前守面白存、先手之備をば貳萬計濃州岐早口へ相向、瀧川をも貳萬計にて取巻候事。

一、柴田修理亮罷出候處へは、秀吉馬廻計にて、敵三萬余御座候處へ、三手に分切懸候。柴田儀は於當方せがれの時よりも、度々武篇を仕候者付而、三度まで鎧を合、度々戦驚目候。自卯刻未刻迄切合依、在之、互下ニ居敷休息候て、勝負不相着候事。

一、秀吉見合候而、小姓共計にて柴田旗本へ切懸、即時衝崩、五千余打以候之處ニ、惣人數は木目之弓手馬手、柴中に逃入候事。